

平成 22 年 10 月 20 日

## 西日本電信電話株式会社の活用業務に係る認可

行政区域－異行政区域間における映像通信網サービスの提供

総務省は、本日、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」）から申請のあった活用業務（日本電信電話株式会社等に関する法律（以下「NTT法」）第2条第5項に規定する業務のこと。以下同様。）について、認可しました。

### 1 経緯

平成 22 年 9 月 13 日（月）、NTT西日本から、行政区域－異行政区域間における映像通信網サービス（※）の提供について活用業務の認可申請がありました。

総務省は、当該申請を受け、審査の参考とするため、当該申請に対する総務省の考え方について平成 22 年 9 月 15 日（水）から同年 10 月 13 日（水）まで意見募集を行ったところ、4 件の意見の提出がありました。

（※）NTT法第2条第3項第1号及び日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第3項第1号の区域を定める省令（以下、区域省令）において規定されるNTT西日本の業務区域上の府県が行政区域上の府県と不一致となる区域（異行政区域）と、行政区域上は当該異行政区域と同一の府県となるが区域省令上は異なる府県となる区域との間で提供する映像通信網サービス。

### 2 意見募集及び審査の結果

総務省は、提出された意見を踏まえて審査し、当該申請に係る業務を認可しました。

なお、意見提出者は別紙 1、提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は別紙 2、活用業務認可に当たっての総務省の考え方は別紙 3 のとおりです。

提出された意見の内容については、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）のパブリックコメント欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

<添付資料>

- 別紙 1 意見提出者一覧
- 別紙 2 提出された意見及びそれに対する総務省の考え方
- 別紙 3 活用業務認可に当たっての総務省の考え方
- 参考資料 NTT西日本から申請のあった活用業務の内容

<関連報道資料>

○西日本電信電話株式会社の活用業務に係る認可申請に関する意見募集（平成 22 年 9 月 15 日公表）

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/02kiban02\\_02000053.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban02_02000053.html)

連絡先：総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課  
（担当：大塚課長補佐、高橋係長、人見官）

電話：（代表）03-5253-5111（内線）5837

（直通）03-5253-5837

FAX：03-5253-5838

「西日本電信電話株式会社の活用業務に係る認可申請に関する意見募集」に対する  
意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計4件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	H22年9月19日	個人	—	—
2	H22年10月13日	株式会社ケイ・オプティコム	代表取締役社長	藤野 隆雄
3	H22年10月13日	ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長 兼CEO	孫 正義
		ソフトバンクテレコム株式会社		
		ソフトバンクモバイル株式会社		
4	H22年10月13日	KDDI株式会社	代表取締役社長 兼会長	小野寺 正

## N T T西日本の活用業務に係る認可申請に関する意見招請の結果と総務省の考え方

意見招請時に提示した本件申請に対する総務省の考え方	意見	意見に対する総務省の考え方
<p>1 業務の内容            (2) 主な業務の実施方法            当社が地域電気通信業務を営むために保有する電気通信設備と、自ら設置する県間伝送路または他事業者等から調達する県間伝送路を利用し、行政区域上は同一府県内であるが区域省令上は府県間となる映像通信網サービスを電気通信役務利用放送事業者等へ提供する。</p>	<p>*自治体クラウド I T            最先端技術は新規の発想と利用とを求むのでありますから、一組30～50人までのアーティストに人気があり、社会教育会館・市民会館ホール等の大ホールで音楽は、上演の好機があつて入場券収入なども期待する経済上の利潤を追求した興業となっている場合に、館内の施設設備の「舞台M I X E R, L・Rスピーカ」、低電圧設計P Cソフトウェア×自治体クラウドコンピュータでの発注、開演、保守点検は経費節約になるうか。*****            (個人)</p>	<p>参考意見として承ります。</p>
<p>—</p>	<p>活用業務認可の審査に当たっては、「公正な競争を確保するために必要な措置」として、営業面でのファイアウォール確保が判断基準のひとつとされているところです。この判断においては、2008年2月18日に、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株</p>	<p>ご指摘の事案については、本年2月4日に、N T T西日本に対し、業務の方法の改善その他の措置を講ずることを命じたところである。</p>

	<p>式会社（以下、「NTT 西日本」という。）殿（以下、合わせて「NTT 東西」という。）に対する行政指導を行っていたにも係らず、昨年 11 月に NTT 西日本殿が接続上知り得た他事業者情報を子会社へ提供した事案（以下、「本事案」という。）が発生したことを総務省殿は重大な問題として認識すべきです。</p> <p>本事案が発生した要因としては、NTT 東西殿からの改善策報告に対し総務省殿が適切かどうかの詳細な検証と共に、的確な予防措置を講じなかったことも大きいと考えられます。同様事案の再発による消費者や公正競争環境への影響を回避するためにも、少なくとも今回は NTT 西日本殿の対策内容が接続事業者に必要な説明がなされていない点の是正、及び NTT 東西殿の情報管理プロセスに対する客観的な検証プロセスの導入といった対応を総務省殿が推進すべきと考えます。</p> <p>このような対応さえも行われておらず、接続事業者が一社として NTT 西日本殿の対策により営業面でのファイアーウォールが確保されているとは考えていないことを踏まえれば、総務省殿が「公正な競争を確保するために必要な措置」がなされていると判断し、活用業務の認可を行うことは認められるものではないと考えます。</p> <p>また、これまで営業面でのファイアーウォールの問題が解決されていない要因が、本質的には設備管理部門と設備利用部門が同一企業体に存在しているという NTT 東西殿の組織構造上の問題にあることに鑑みれば、問題が発生した後に行政指導を発出するという事後的対応のみでは抜本的な解決には至らないことは明らかです。従って、真に公正競争環境を促進させ消費者利便の向上を図るためには、NTT 東西殿のアクセス網の分離が必要不可欠であり、このような観点についても十分な議論を行い、早急にアクセス網の分離を実現すべきです。</p> <p>（ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p>	<p>当該業務改善命令では、同社に対し、業務改善計画の実施及び改善状況を取りまとめ、平成 24 年 3 月までの間、3 カ月ごとに総務省に報告することとしており、総務省は、NTT 西日本による業務の改善の状況について、引き続き注視していく。</p> <p>また、活用業務に関して、公正競争確保のための措置が十分に実施されていない場合や、認可に際して講ずることとされた措置のみでは公正競争が十分確保されないと認められる場合は、速やかに所要の措置を講ずる。</p> <p>なお、NTT の在り方を含めた競争ルールの見直しについては、グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォースにおいて議論が行われているところである。</p>
--	--	---

<p>一</p>	<p>NTT西日本は、活用業務を利用して、これまでなし崩し的に業務範囲の拡大を進め、結果的に本来業務である地域電気通信業務を超える規模の事業を展開しております。</p> <p>この活用業務によるNTT西日本の業務範囲の拡大が、著しく公正競争環境を阻害し、情報通信市場におけるNTTグループのシェアの高まりの原因となっているうえ、公正競争環境を確保するために行われたNTT再編の趣旨に反することも明らかであることから、如何なる場合においても、新たな活用業務の認可は行うべきではないと考えます。</p> <p>特に、今回の認可申請は、放送事業への参入を許されていないNTT西日本が、あたかも放送サービスを提供しているかのように認識させる形で広告展開等している「フレッツ・テレビ」のエリア拡大等を目的としていることから、活用業務に放送業を含まないとしたガイドラインの規定に、実質的に抵触するものと考えます。</p> <p>また、以下の観点から、既存の認可業務に関して、その取り消しも視野に、改めて認可可否を審査すべきであります。</p> <p>○これまで、個別の認可申請案件毎に、「地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」が評価されてきましたが、活用業務が本来業務である地域電気通信業務を超える規模に拡大している現状を踏まえ、活用業務全体として、どの程度影響が生じているか再評価することが必要</p> <p>○昨年兵庫県にて発生したNTT西日本による接続情報の不正提供事案を踏まえると、過去認可申請のなかでNTT西日本が講じてとしていた「営業面でのファイアーウォール」に係る措置が不十分であったことが明らかであることから、全ての認可業務について、改めてNTT西日本が講じる措置を提示させ、再評価することが必要</p>	<p>NTT法においてNTT東西が放送事業を営むことは認められておらず、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」においても活用業務に放送業は含まないとしているところである。</p> <p>この点に関して、利用者が「フレッツ・テレビ」サービスをNTT西日本による放送サービスと誤解することなく、放送サービスの提供主体が他社であることについて明確に理解できるようにするための措置を十分に講じることが適切である。同社は、同社が放送サービスの提供主体でないことに対する理解を得るために、放送サービスの提供主体が他社である旨を広告等で明記していくとしており、総務省としてはこの取組について注視していく。</p> <p>また、活用業務に関して、公正競争確保のための措置が十分に実施されていない場合や、認可に際して講ずることとされた措置のみでは公正競争が十分確保されないと認められる場合は、速やかに所要の措置を講ずる。</p>
----------	--	--

	<p>なお、今回の認可申請において、NTT西日本が実施するとしている「当社が放送サービスの提供主体で無いことを理解していただくために、放送サービスの提供主体が他社である旨を広告等で明記していく」という点に関しては、現状のNTT西日本の広告・CMにおいて、一定の表示はなされているものの、それ以上に「NTT西日本の会社ロゴ」や「CM等で採用しているキャラクター」を大きく露出させており、そもそもサービス名称に「フレッツ」を使っていることと相まって、「フレッツ・テレビ」がNTT西日本の放送サービスであると利用者が誤解するにもものになっております。</p> <p>そのため、本認可申請にかかる業務に限らず、放送サービスへの「フレッツ」ブランドの利用を禁止する等、NTT西日本に対し、より一層の改善措置を指導することが必要と考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>—</p>	<p><b>【意見】</b></p> <p>活用業務については、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められること」が認可の要件となっており、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」においても、以下のとおり、「東・西NTTが活用業務を営むために講ずべき措置（公正競争を確保するための7つのパラメータ）」が規定されています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">東・西NTTが活用業務を営むために講ずべき措置 ～公正競争を確保するための7つのパラメータ～（詳細は（参考）参照）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ネットワークのオープン化</li> <li>2 ネットワーク情報の開示</li> <li>3 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保</li> <li>4 営業面でのファイアーウォール</li> <li>5 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）</li> <li>6 関連事業者の公平な取扱い</li> <li>7 実施状況等の報告</li> </ol> </div>	<p>ご指摘の事案については、本年2月4日に、NTT西日本に対し、業務の方法の改善その他の措置を講ずることを命じたところである。</p> <p>当該業務改善命令では、同社に対し、業務改善計画の実施及び改善状況を取りまとめ、平成24年3月までの間、3カ月ごとに総務省に報告することとしており、総務省は、NTT西日本による業務の改善の状況について、引き続き注視していく。</p> <p>また、活用業務に関して、公正競争確保のための措置が十分に実施されていない場合や、認可に際して講ずることとされた措置のみでは公正競争が十分確保されないと認められる場合は、速やかに所要の措置を講ずる。</p>

しかしながら実際には、例えば、NTT西日本における接続情報の流用事案に顕著なように、上記パラメータの「4 営業面でのファイアーウォール」が確保されていないことは明らかです。また、NGNについても、競争事業者との接続を前提とせずに、NTT東・西の光アクセス回線と一体として構築されており、「1 ネットワークのオープン化」が十分に行われていません。このように、NTT東・西は活用業務を営むために必要となる措置を講じているとは言えない状況です。

そのため、総務省は、これまで認可してきた活用業務が、現状においてもその要件を満たしているかについて改めて厳格に検証し、公正な競争環境を確保するために必要となる是正措置を直ちに講じるべきです。上記の例で言えば、営業面でのファイアーウォール措置の徹底を実質的に担保できる体制を構築することや、NGN上の機能について、競争事業者が同等のサービスを提供できるよう、多様な階梯で接続点を設け、ユーザー単位で公正に開放させることなどが挙げられます。

なお、これらの問題は、NTT再編を実施したにも関わらず、持株会社体制の下で、一体経営を行うことができる組織形態を残したままで、ボトルネック設備を保有するNTT東・西に対して活用業務という制度を認めたことに根本的な原因があります。

従って、IP化の進展という市場環境の変化を踏まえた活用業務の在り方について、NTTグループの在り方とセットにして直ちに抜本的な見直しを行い、公正な競争環境を確保することが必要です。

(参考)

東・西NTTが活用業務を営むために講ずべき措置  
～公正競争を確保するための7つのパラメータ～

1 ネットワークのオープン化

なお、NTTの在り方を含めた競争ルールの見直しについては、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースにおいて議論が行われているところである。

東・西 NTT が活用業務を営むために構築する新たなネットワーク設備又は機能について、当該設備が第一種指定電気通信設備に指定されている場合においては接続ルールに従ったオープン化を行うとともに、接続ルールでカバーされていない場合であっても、競争事業者が同様の業務を営むために当該設備又は機能が必要不可欠と認められる場合には、競争事業者が同様の業務を営むことができるよう、東・西 NTT は、接続等の迅速性、公平性を確保すること。

具体的には、その時点で当該設備が第一種指定電気通信設備に指定されていない場合や当該機能をアンバンドル化することが省令で義務付けられていない場合であっても、東・西 NTT は、機能のアンバンドル化、適正な原価に基づき算定された接続料の設定、コロケーションに必要な場所等の提供といった措置を講ずること。

また、東・西 NTT が活用業務を営むために県間のネットワーク設備等を他の電気通信事業者から調達する場合には、当該調達に当たっての透明性・公平性を確保すること。

さらに、活用業務を営むに当たり、東・西 NTT が既に構築した第一種指定電気通信設備に係る接続約款の変更を予定している場合には、当該変更の概要を作成し、開示すること。

## 2 ネットワーク情報の開示

東・西 NTT は、東・西 NTT の活用業務と同様の業務を営む又は営もうとする競争事業者にとって必要不可欠なハード（端末設備を含む。）又はソフトの技術的インターフェース等のネットワークに関する情報を迅速かつ合理的な価格（又は無償）で提供すること。

また、競争事業者のサービス提供に影響を及ぼし得るネットワークの変更を行う場合には、当該変更に先立ち、そのネットワーク情報を事前に開示すること。

その際、開示すべき情報の内容、時期及び方法については、接続約款における技術的条件の記載や網機能計画の届出に準じて行うこと。

### 3 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

東・西 NTT は、東・西 NTT の活用業務と同様の業務を営む又は営もうとする競争事業者が、顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために必要不可欠な情報を、東・西 NTT が活用業務を営む場合と同等の条件で迅速かつ合理的な価格により入手、利用することを可能とすること。

この際、東・西 NTT が保有している又は新たに構築する OSS（オペレーション・サポート・システム）を活用業務に利用することとなる場合で、競争事業者が同様の業務を営むために当該 OSS の利用が必要不可欠である場合には、自らが利用する場合と同等の条件で競争事業者が当該 OSS を利用可能とすること。

### 4 営業面でのファイアーウォール

東・西 NTT は、独占的業務を通じて獲得した膨大な顧客情報や、接続の業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を、活用業務に関する市場において用いる可能性がある。このため、競争事業者が東・西 NTT の活用業務と同様の業務を営む際に、当該情報を東・西 NTT と同等の条件で利用できないこと又は東・西 NTT が競争事業者の業務を妨害する営業活動を行うことにより、公正な競争が阻害されることのないよう、営業面でのファイアーウォールを確保すること。

例えば、独占的業務において獲得した顧客情報について、電話帳に記載されているため他の電気通信事業者も利用可能である等、相当な理由があるときを除き、活用業務に関する営業活動に用いる等、当該情報の本来の収集目的以外の目的に流用されることを防止するため、顧客情報を厳格に維持・管理するための措置を講ずること。

また、活用業務と既存のサービスのバンドルサービスの提供を行う際は、公正競争を阻害するおそれが生じないための十分な措置を講ずること。

なお、東・西 NTT が活用業務の営業活動を子会社等に委託する場合には、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールが確保されることを実効的に担保すること。

#### 5 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

東・西 NTT は、活用業務と独占的な既存の業務との間の内部相互補助を厳格に防止するために会計を分離するとともに、両者の間のコスト配分の考え方を明らかにすること。

会計の分離に当たっては、電気通信事業会計規則（昭和 60 年郵政省令第 26 号）に準じた配賦計算により分計することを基本とすること。

また、活用業務に係る利用者料金がネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要する費用を除く。）の合計額を下回るなど競争阻害的な料金で提供されていないことを客観的に検証可能とすること。

なお、東・西 NTT が活用業務に係る営業活動等を子会社等に委託する場合には、当該営業活動等に係る費用の配賦の考え方を明らかにすること。

#### 6 関連事業者の公平な取扱い

活用業務を営むに当たり、東・西 NTT が資本関係等を理由に特定の事業者のみを不当に有利に又は不利に取り扱うことのないよう、東・西 NTT において、コンテンツ提供事業者や ISP 事業者その他の電気通信事業者等との提携条件の公表等、関連する事業者の取扱いに関する公平性を確保し、透明性を高めること。

また、東・西 NTT が、活用業務を営むに当たり、他の市場支配的な電気通信事業者との連携によりサービスを提供することを予定している場合には、当該連携の概要について明らかにするとともに、他の市場支配的な電気通信事業者とは別個の設備を構築することや、排他的な共同営業を行わないこと等、競争事業者との実

質的な公平性を確保するための措置を講ずること。

さらに、競争事業者が東・西 NTT の活用業務と同種の業務を営む際に、東・西 NTT の保有する設備等の使用が必要不可欠である場合においては、東・西 NTT と競争事業者との間における時期の同等性を確保するため、東・西 NTT は、事前の情報開示等、活用業務を開始する時点までに競争事業者が東・西 NTT と同等の条件で同種の業務の提供が可能となるような環境を整備するための措置を講ずること。

#### 7 実施状況等の報告

東・西 NTT は、上記の 1～6 の各種措置の実施状況並びに活用業務の収支状況及び利用状況について、毎年、総務大臣に報告するとともに、これを公表すること。

ただし、経営上の秘密に属する等の理由により、公表することが困難である事項については、申請の時点において当該事項を明らかにするとともに、その理由を具体的に示すこと。

(注：下線は当社が追記)

(KDDI)

## 活用業務認可に当たっての総務省の考え方

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）から本年9月13日付けであった活用業務（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第5項に規定する業務をいう。以下同じ。）認可申請について、認可に当たっての総務省の考え方は以下のとおりである。

### 1 申請の概要

NTT法第2条第3項第1号及び日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第3項第1号の区域を定める省令（以下「区域省令」という。）において規定されるNTT西日本の業務区域上の府県が行政区域上の府県と不一致となる区域（以下「異行政区域」という。）が存在する。

NTT西日本は、現在地域電気通信業務として電気通信役務利用放送事業者等に映像通信網サービス（※）を提供しているが、電気通信役務利用放送事業者の要望に応えるため、異行政区域と、行政区域上は当該異行政区域と同一の府県となるが区域省令上は異なる府県となる区域との間における映像通信網サービスの提供について、活用業務として認可の申請があったものである。

（※）映像通信網サービスとは、映像通信網（特定の周波数帯域の映像及び映像に付随する音響の伝送に供することを目的として設置する電気通信回線設備）を使用して行う電気通信サービス（第1種、第2種、第3種、フレッツ伝送サービス等）

### 2 審査の基準

NTT法第2条第5項において、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の活用業務に関して、

- （1） 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれなく、
- （2） 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない

と認めるときは、総務大臣は認可しなければならないこととされており、今般の認可申請について、これらが充足されているか否かについて、「東・西NTTの業務範囲拡大の認可に係る『公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ』のある場合等の考え方【東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン】」（平成13年12月策定、改正平成19年7月、以下「ガイドライン」と

いう。)に則して審査を行う。

### **3 審査結果**

(1) **地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれについて**  
ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれが生じる場合
- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、利用者サービスの維持・向上に係る地域電気通信業務等の遂行がおろそかになるおそれが生じる場合

に該当するか否かについて、検討を行う。

NTT西日本は、現時点で役務提供を予定している区域においては、既存の県間伝送路を活用して業務を営むため、新たな資金は不要であり、また、今後役務提供が想定される区域においては、その所要資金は最大で数億円規模であり、内部資金により賄うとしている。同社の設備投資規模を踏まえれば、過大な投資により、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

また、業務の規模に照らし、既存の設備や職員に多大な負担増をもたらすものではなく、新たな技術開発を伴うものでないため、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等の遂行がおろそかになるおそれは生じないものと考えられる。

以上のことから、当該活用業務を営むことにより、NTT西日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと考えられる。

(2) **電気通信事業の公正競争確保に支障を及ぼすおそれについて**  
ガイドラインに基づき、

ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度について評価し、

ステップ2 当該おそれの程度に応じて、公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否か

について検討を行う。

## ① ステップ1 おそれの程度に関する評価

当該活用業務は、異行政区域と、行政区域上は当該異行政区域と同一の府県となるが区域省令上は異なる府県となる区域との間に限って、映像通信網サービスを提供するものである。

これは、映像通信網サービスについて、行政区域とNTT西日本の業務区域のかい離を埋めるものであり、実質的には地域電気通信業務に準じるものであることから、公正な競争の確保に支障を生ずるおそれの程度は、総じて低いと考えられる。

## ② ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

今般の申請において、ガイドラインの各パラメータに関してNTT西日本が講ずることとしている措置及び総務省の考え方は以下のとおりである。

### (1) ネットワークのオープン化

#### 【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本サービスの提供に使用する県間伝送路については、自ら構築する場合には、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表することにより、接続等の迅速性・公平性を確保する考えである。また、県間伝送路を調達する場合においては、中継事業者の選定に当たり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達する考えである。

他事業者が、市販で調達可能な局内装置を用いて当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバ、局舎コロケーション等の提供条件についても、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されている。

また、他事業者から本サービスに関する設備との接続を要望された場合には、当該要望事業者が当社と同様の業務の提供が可能となるよう接続条件について当該要望事業者と協議を行う考えである。

#### 【総務省の考え方】

NTT西日本は、本サービスの提供に使用する県間伝送路について、自ら構築する場合には、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成、公表し、また県

間伝送路を調達する場合には、中継事業者の選定に当たり、公募により調達するとしている。

また、端末系伝送路設備及び送出装置については、提供条件が接続約款に規定される等のオープン化施策が講じられているか、あるいは、接続を要望された場合に、他事業者が同様の業務を営むことができるよう、接続条件について協議を行うとしており、透明性・公平性が確保されると考えられる。

## (2) ネットワーク情報の開示

### 【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本サービスの提供に使用する県間伝送路については、光ファイバ等により構築するものであり、既に地域電気通信業務として提供している本サービスの接続に必要なインタフェース条件に変更はないことから、これまでに開示しているインタフェース条件により接続可能である。

また、他事業者から本サービスに関する設備との接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

### 【総務省の考え方】

県間伝送路については、これまでに開示されているインタフェース条件により接続が可能となっている。

また、端末系伝送路設備及び送出装置については、既に接続に必要なインタフェース条件が開示されているか、あるいは、他事業者からの接続要望を踏まえ、必要不可欠なネットワークの情報提供を行うとしており、現時点において何らかの具体的な措置を求める必要性は認められない。

## (3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

### 【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本サービスについては、既に複数の他事業者が同様のサービスを提供していることから、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠な情報はないと考える。また、当社のOSSを必要不可欠なものとして利用することはないと考えている

他事業者が当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等に関する情報については、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって開示に努めており、他事業者は同様の業務の提供が可能であることから、同等性は確保されているものとする。

また、他事業者から本サービスに関する設備との接続を要望された場合には、当該要望事業者と協議を行い、接続に必要な不可欠な情報の提供を行う考えである。

#### 【総務省の考え方】

他事業者がNTT西日本と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等に関する情報については、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって開示がなされているか、あるいは、他事業者からの接続要望を踏まえ、接続に不可欠な情報の提供を行うとしている。

また、同社のOSSに依存することなく、同様のサービスを提供することが可能となっている。

以上により、現段階では所要の措置は講じられているものと考えられる。

#### (4) 営業面でのファイアーウォール

##### 【NTT西日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないように、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

業務改善命令（平成22年2月4日）を厳粛に受け止め、業務改善計画に基づき、抜本的なシステム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへのアクセス権限の見直し、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、及び監査・監督体制の強化を通じ、法令遵守の一層の徹底、再発防止策の徹底を図ることとする。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。

ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。

iii) ID管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。

等。

また、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

なお、本業務の営業活動の子会社等に委託する場合には、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

#### 【総務省の考え方】

NTT西日本は、既往の措置に加え、平成22年2月の業務改善命令を踏まえ、一層の法令遵守、再発防止に努めるとしている。また、公正な競争を阻害するおそれがある既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしている。

これらの措置の徹底を図ることにより、営業面でのファイアーウォールは確保されるものと考えられる。

なお、NTT西日本が講ずることとしている措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により、新たにファイアーウォールを確保するための措置が求められる状況が生じれば、必要に応じて所要の措置の実施を求めていく考えである。

#### (5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

##### 【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内の映像通信網サービスに関する業務と会計を分計する考えである。

また、県内の映像通信網サービスに関する業務と本業務の間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、訪問・取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定することとしているため、競争阻害的な料金設定となっていないと考える。

#### 【総務省の考え方】

会計分離に関しては、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、分計するとしている。また、利用者料金についてもネットワークコストと小売コストの合計額を上回るよう設定しており、必要な措置が講じられているものと考えられる。

#### (6) 関連事業者の公平な取り扱い

##### 【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本サービスの提供にあたっては、インタフェース条件を開示するなどオープンな接続性を確保するとともに、県間伝送路を自ら構築する場合は、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を公表する考えである。また、県間伝送路を調達する場合においては、中継事業者の選定にあたり、透明性、公平性を確保する観点から公募により調達する考えである。

なお、本サービスの提供にあたっては、関連する電気通信役務利用放送事業者と公平に対応させていただく考えである。

#### 【総務省の考え方】

県間伝送路について、自ら構築する場合には、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成、公表する等としており、端末系伝送路設備及び送出装置については、提供条件が接続約款に規定される等のオープン化施策が講じられているか、あるいは、接続を要望された場合に、他事業者が同様の業務を営むことができるよう、接続条件について協議を行うとしている。

また、映像通信網サービスを提供する際は、関連する電気通信役務

利用放送事業者に公平に対応するとしており、公平性が確保されていると考えられる。

#### (7) 実施状況等の報告

##### 【NTT西日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する。

ただし、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、県間伝送路調達の募集案内及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用(収益)項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・県間伝送路調達の募集案内：公表することにより、通信設備の位置等が公となり、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、他事業者への公表時も利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に通知している。
- ・社内文書・規定類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

##### 【総務省の考え方】

NTT西日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと考えられる。

なお、パラメータ1から7までに関し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じた実施状況の報告を求めることを含め、総務省として個別に適切な対応を行っていく考えである。

なお、NTT西日本は、以上のガイドラインの各パラメータに関する措置に加え、以下の措置を講ずることとしている。

##### 【NTT西日本が講ずることとしている措置】

なお、当社が放送サービスの提供主体で無いことを理解していただくために、放送サービスの提供主体が他社である旨を広告等で明記していく考えである。

**【総務省の考え方】**

N T T西日本は、同社が放送サービスの提供主体で無いことに対する理解を得るために、放送サービスの提供主体が他社である旨を広告等で明記していくとしており、この取組についても注視していく。

## NTT西日本から申請のあった活用業務の内容

※ NTT西日本の申請書から転載したものである。

## 1 業務の内容

### (1) 概要

西日本電信電話株式会社（以下、「当社」という。）が地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項第一号及び日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項第一号の区域を定める省令（以下「区域省令」という。）の規定による当社の業務区域が、行政区域上の府県と不一致となっている区域（以下「異行政区域」という。）と、行政区域上は当該異行政区域と同一の府県となるが、区域省令上は異なる府県となる区域との間の電気通信役務となる映像通信網サービス※を電気通信役務利用放送事業者等へ提供する。なお、対象となる異行政区域は添付資料1のとおり。

※映像通信網サービスとは、映像通信網（特定の周波数帯域の映像及び映像に付随する音響の伝送に供することを目的として設置する電気通信回線設備）を使用して行う電気通信サービス（第1種、第2種、第3種、フレッツテレビ伝送サービス等）

### (2) 主な業務の実施方法

当社が地域電気通信業務を営むために保有する電気通信設備と、自ら設置する県間伝送路または他事業者等から調達する県間伝送路を利用し、行政区域上は同一府県内であるが区域省令上は府県間となる映像通信網サービスを電気通信役務利用放送事業者等へ提供する。

## 2 業務の開始時期

平成22年11月（予定）

### 3 業務の収支見込

業務の収支見込については、企業秘密に該当する情報であるため不開示としているもの。

なお、収支の前提となる各サービスの収入算定、費用算定の考え方は添付資料2のとおり。収支見込みについては、添付資料1に示す現時点において提供を予定している区域にて算定。

今後想定される区域についても、同様に採算性を確保する考えである。

### 4 所要資金の額及びその調達方法

#### (1) 所要資金

なし

#### (2) 調達方法

所要資金が必要ないため、調達不要。

所要資金については、添付資料1に示す現時点において提供を予定している区域にて算定。

なお、今後想定される区域については、(今後想定される区域での所要資金については、企業秘密に該当する情報であるため不開示としているもの。)

調達方法は、基本的に内部資金による考えである。

### 5 業務を営む理由

電気通信役務利用放送事業者は、他の放送事業者からの再送信同意に基づき、異行政区域との間においても、行政上の同一府県内通信となる再送信を行いたいという要望がある。

当社は、このご要望に応えるため、区域省令上は府県間となる映像通信網サービスを提供することとしたものである。

### 6 活用しようとする設備若しくは技術又はその職員の概要

#### (1) 設備

現在、映像通信網サービスの提供の業務を営むために保有する中継系伝送路設備、端末系伝送路設備及び送出装置。

サービス提供時の構成図は、添付資料3のとおり。

(2) 技術

現在、映像通信網サービスの提供の業務を営むために保有する技術。

(3) 職員

現在、映像通信網サービスに関する業務を行う組織に所属する社員。

7 電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

本サービスの提供に当たって、以下のとおり、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講じることとする。

(1) ネットワークのオープン化

本サービスの提供に使用する県間伝送路については、自ら構築する場合には、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表することにより、接続等の迅速性・公平性を確保する考えである。また、県間伝送路を調達する場合には、中継事業者の選定に当たり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達する考えである。

他事業者が、市販で調達可能な局内装置を用いて当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバ、局舎コロケーション等の提供条件についても、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されている。

また、他事業者から本サービスに関する設備との接続を要望された場合には、当該要望事業者が当社と同様の業務の提供が可能となるよう、接続条件について当該要望事業者と協議を行う考えである。

(2) ネットワーク情報の開示

本サービスの提供に使用する県間伝送路については、光ファイバ等により構築するものであり、既に地域電気通信業務として提供している本サービスの接続に必要なインタフェース条件に変更はないことから、これまでに開示しているインタフェース条件により接続可能である。

また、他事業者から本サービスに関する設備との接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

(3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本サービスについては、既に複数の他事業者が同様のサービスを提供していることから、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠な情報はないと考える。また、当社のOSSを必要不可欠なものとして利用することはないと考えている

他事業者が当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等に関する情報については、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって開示に努めており、他事業者は同様の業務の提供が可能であることから、同等性は確保されているものとする。

また、他事業者から本サービスに関する設備との接続を要望された場合には、当該要望事業者と協議を行い、接続に必要な不可欠な情報の提供を行う考えである。

(4) 営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

業務改善命令（平成22年2月4日）を厳粛に受け止め、業務改善計画に基づき、抜本的なシステム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへのアクセス権限の見直し、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、及び監査・監督体制の強化を通じ、法令遵守の一層の徹底、再発防止策の徹底を図ることとする。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。
  - i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
  - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。

- iii) ID管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。  
等

また、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

なお、本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

#### (5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内の映像通信網サービスに関する業務と会計を分計する考えである。

また、県内の映像通信網サービスに関する業務と本業務の間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、訪問・取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定することとしているため、競争阻害的な料金設定となっていないと考える。

#### (6) 関連事業者の公平な取り扱い

本サービスの提供にあたっては、インタフェース条件を開示するなどオープンな接続性を確保するとともに、県間伝送路を自ら構築する場合は、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を公表する考えである。また、県間伝送路を調達する場合においては、中継事業者の選定にあたり、透明性、公平性を確保する観点から公募により調達する考えである。

なお、本サービスの提供にあたっては、関連する電気通信役務利用放送事業者と公平に対応させていただく考えである。

(7) 実施状況等の報告

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

ただし、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、県間伝送路調達の募集案内及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・ 費用(収益)項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・ 県間伝送路調達の募集案内：公表することにより、通信設備の位置等が公となり、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、他事業者への公表時も利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に通知している。
- ・ 社内文書・規定類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

以上の措置を講ずることにより、本業務を実施しても電気通信事業の公正競争の確保に支障を及ぼすおそれはないと考える。

なお、当社が放送サービスの提供主体で無いことを理解していただくために、放送サービスの提供主体が他社である旨を広告等で明記していく考えである。

以上

# 添付資料

1. 対象区域
2. 収入算定・費用算定の考え方
3. サービス提供時の設備構成図（概要）

# 1. 対象区域

- ・ 対象区域

行政上の区域と日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項第一号の区域を定める省令（平成11年郵政省令第24号）別表第二に規定されている当社の業務区域が不一致となっている区域

- ・ 現時点において提供を予定している区域

行政上の区域		NTT法上の区域
兵庫県	尼崎市、伊丹市、宝塚市の一部、川西市、川辺郡猪名川町	大阪府

※その他の区域については、需要が顕在化した場合、提供を検討

## 2. 収入算定・費用算定の考え方

### 【収入】

各サービスの県間部分の料金額相当に需要数を乗じて算定

### 【費用】

・ 次の（１）（２）の合計により算出

（１） 設備コスト

中継光伝送路      県間光ファイバの設備量に光ファイバコストを乗じて算定

（２） 営業費用

### 3. サービス提供時の設備概要

